

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本教育再興連盟（以下「ROJE」という。）定款第19条の規定に基づき、役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定で定める役員とは、ROJEの理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 ROJEでは、役員報酬の支払いは原則無しとする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 役員を職員として雇用する場合は、理事会の協議を経ることとする。なお、理事会の協議の際には、職員として雇用される役員は協議に参加することができない。

3 役員に対する業務委託については、その役員の専門性が認められ、かつ委託することに合理性があると考えられる場合、理事会の協議を経て支払うことができる。なお、理事会の協議の際には、委託を受ける役員は協議に参加することができない。

(費用)

第5条 役員には、費用を弁償することができる。

2 費用のうち、別規程に定められる旅費等については別規程に定められる金額を支給する。その他の費用については、実費を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この規程は2021年9月28日から施行する。

附 則

1. この規程は2024年1月1日から施行する。

附 則

1. この規程は2025年10月1日から施行する。